

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営・紛争処理等に必要・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.55

2017年12月28日

「H&H中国最新法令情報」(No. 55)をお送りします。

本号の《主要法令》では、2017年9月1日から10月31日までに発布又は施行された法令を紹介しています。また、《中国法務「基本のき」》では、外商投資企業による外債借入れの規制について説明しています。ご一読いただければと思います。

今年も残りわずかとなりました。皆さま、どうぞ良いお年をお迎えください。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 主要法令(9～10月)	2
【行政法規】	2
「証照分離」改革試行業務を更に広範囲に推進することに関する意見	2
一部の行政許可の廃止に関する通知	2
【部門規章】	3
奨励類外商投資企業輸入設備税金減免の関連業務を更に徹底させることに関する通知	3
非居住者企業所得税源泉徴収の関係問題に関する公告	3
売掛金質権設定登記弁法（改正）	4
■ 中国法務「基本のき」	5

主要法令(9~10月)

【行政法規】

- 关于在更大范围推进“证照分离”改革试点工作的意见

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国发[2017]45号

[发布日期] 2017年9月22日

[施行日期]

[概要]

本《意见》所述的“证”是指，政府相关部门授予的各类事业的经营许可证，“照”是指，工商局授予的“营业执照”。

以往，设立需要经营许可的企业时，在取得经营许可后可以申请营业执照。但是，按照行政简化的方针，上海市浦东新区将“证”和“照”分离，即使未取得经营许可也可以申请营业执照，除此以外还对116项行政事项进行了清理。

本《意见》决定在自2017年9月22日起至2018年12月31日为止的期间将上海市浦东新区的经验推广至天津、辽宁、浙江、福建、广东等10个自贸试验区。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-09/28/content_5228228.htm

- 关于取消一批行政许可事项的决定

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国发[2017]46号

[发布日期] 2017年9月29日

[施行日期]

[概要]

本《决定》废止了中央政府实施的40项行政许可事项和指定地方政府应实施的12项行政许可事项。

作为与外资企业或外国人直接相关的项目，有常驻机构及非居民长期旅客公私用物品进出境核准、外商投资企业使用境外密码产品审批、境外组

- 「证照分离」改革試行業務を更に広範囲に推進することに関する意見

[発布部門] 国务院

[発布番号] 国発[2017]45号

[発布期日] 2017年9月22日

[施行期日]

[概要]

本「意見」にいう「証」とは政府の関係部門が授与する各種事業の経営許可のことであり、「照」とは工商局が授与する「営業執照」(営業許可証)のことである。

従前は、経営許可が必要な企業を設立する場合は、これを取得してはじめて営業執照を申請することができた。しかし、行政簡素化の方針に従い、上海市浦东新区では「証」と「照」を分離し、経営許可を取得していなくても営業執照を申請できることとしたほか、116項目の行政事項を整理した。

本「意見」は、2017年9月22日から2018年12月31日までの間に、上海市浦东新区の経験を天津、遼寧、浙江、福建、広東等10の自由貿易試験区に拡大した。

- 一部の行政許可の廃止に関する通知

[発布部門] 国务院

[発布番号] 国発[2017]46号

[発布期日] 2017年9月29日

[施行期日]

[概要]

本「決定」は、中央政府が実施してきた40項目の行政許可事項、及び地方政府が実施すべきものとして指定していた12項目の行政許可事項を廃止したものである。

外資系企業又は外国人に直接関係する項目としては、常駐機構及び非居住長期旅行者の公用・私

织和个人在华使用密码产品或者含有密码技术的设备审批等。

用物品の出入国の承認、外商投資企業による国外暗号製品の使用の審査認可、国外組織及び個人の中国における暗号製品又は暗号技術を含む設備の使用の審査認可などがある。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-09/29/content_5228556.htm

【部門規章】

■ 关于进一步做好鼓励类外商投资企业进口设备减免税有关工作的通知

[发布部门] 商务部办公厅

[发布文号] 商办资函〔2017〕367号

[发布日期] 2017年9月5日

[施行日期] 2017年9月5日

[概要]

关于属于鼓励类的项目，迄今为止根据国务院制定的《关于调整进口设备税收政策的通知》（国发〔1997〕37号）的规定免除进口设备的关税及增值税。

由于2016年10月实施全国人民代表大会常务委委员会《关于修改〈中华人民共和国外资企业法〉等四部法律的决定》，关于外商投资企业的设立及变更原则上采用备案制，因此本《通知》进行了必要的调整。根据本《通知》，自2017年7月30日起，关于《外商投资产业指导目录》中的鼓励类和《中西部地区外商投资优势产业目录》中的外商投资企业的进口设备的减免税，在进行设立或变更备案时，应通过外商投资综合管理信息系统备案其相关信息（适用产业政策条目、项目性质、内容、投资总额、进口设备用汇额、建设年限等）。

[法令原文] <http://images.mofcom.gov.cn/wzs/201709/20170911160202957.pdf>

■ 关于非居民企业所得税源泉扣缴有关问题的公告

[发布部门] 国家税务总局

[发布文号] 国家税务总局公告2017年第37号

[发布日期] 2017年10月17日

[施行日期] 2017年12月1日

[概要]

本《公告》就非居民企业所得税源泉扣缴有关

■ 奨励類外商投資企業輸入設備税金減免の関連業務を更に徹底させることに関する通知

[発布部門] 商務部弁公庁

[発布番号] 商弁資函〔2017〕367号

[発布期日] 2017年9月5日

[施行期日] 2017年9月5日

[概要]

奨励類に属するプロジェクトについては、これまで国务院が制定した「輸入設備の税收政策の調整に関する政策」（国発〔1997〕37号）に基づき、輸入設備の関税及び増値税が免除されてきた。

本「通知」は、2016年10月、全人代常務委員会の「『中華人民共和国外資独資企業法』等4件の法律の修正に関する決定」が施行され、外商投資企業の設立及び変更について原則として届出制が採用された関係で、必要な調整をしたものである。これによると、2017年7月30日から「外商投資産業指導目録」における奨励類と「中西部地区外商投資優勢産業目録」の外商投資企業の輸入設備の減免税に関しては、その設立・変更の届出をする際に関係情報（該当する産業政策の条目、プロジェクトの性質、内容、投資総額、輸入設備の外貨使用額、建設期限等）を外商投資総合管理情報システムにより届出をしなければならない。

■ 非居住者企業所得税源泉徴収の關係問題に関する公告

[発布部門] 国家稅務總局

[発布番号] 国家稅務總局公告2017年第37号

[発布期日] 2017年10月17日

[施行期日] 2017年12月1日

[概要]

本「公告」は、非居住者企業の企業所得税の源

问题提出了新方针，其要点如下。

- ① 关于股权转让收入明确规定了成本的计算方法（第3条第1款）。
- ② 股息、红利等所涉及的源泉扣缴义务的发生时间并非其决定日，而是实际支付日（第7条第2款）。
- ③ 关于纳税申报，因未申报而被税务机关责令限期缴纳税款时，如在此限期内自行申报缴纳税款的，视为已按期缴纳税款（第9条第2款）。

泉徴収に関して新しい指針を示したもので、その要点は以下のとおりである。

- ① 持分譲渡による収入につき原価の計算方法を明確に規定した（第3条第1項）。
- ② 配当金等に係る源泉徴収義務の発生時期を、その決定の日ではなく実際の支払日とした（第7条第2項）。
- ③ 申告納税の場合は、未申告により税務機関が期限を定めて納税を命じられた場合も、当該期限までに自ら申告し納税をすれば、期限どおりに納税をしたものとみなされる（第9条第2項）。

[法令原文] <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2878645/content.html>

■ 应收账款质押登记办法（修订）

[发布部门] 中国人民银行

[发布文号] 中国人民银行令 2017 年第 3 号

[发布日期] 2017 年 10 月 25 日

[施行日期] 2017 年 12 月 1 日

[概要]

《应收账款质押登记办法》由中国人民银行于 2007 年根据《物权法》第 228 条的规定予以制定，考虑到实务上的需求进行了修改。主要修改点如下。

- ① 在“应收账款”所包含的收益权中，将道路相关的收益权扩大至能源、交通运输、水利、环境保护、市政工程等基础设施和公用事业项目收益权（第2条第2款第3项）。
- ② 将登记期限由“1~5年”变更为“0.5~30年”，每次可以展期30年（第12条）。
- ③ 应收账款的转让登记也可以适用质押登记程序（第33条）。

■ 売掛金質権設定登記弁法（改正）

[発布部門] 中国人民银行

[発布番号] 中国人民銀行令 2017 年第 3 号

[発布期日] 2017 年 10 月 25 日

[施行期日] 2017 年 12 月 1 日

[概要]

「売掛金質権設定登記弁法」は、「物権法」第 228 条に基づき中国人民銀行が 2007 年に制定したものであるが、実務上の需要を考慮して改正が行われた。主な改正点は、以下のとおりである。

- ① 「売掛金」に含まれる収益権として、道路の収益権からエネルギー、交通運輸、水利、環境保護、市政工事等基礎施設及び公用事業プロジェクトの収益権に拡大した（第2条第2款第3号）。
- ② 登記期限を「1~5年」から「0.5~30年」に変更して、30年ごとに更新することができることとした（第12条）。
- ③ 売掛金の譲渡登記が質権設定登記手続を適用することもできる（第33条）。

[法令原

文] <http://www.pbccrc.org.cn/zxxz/zhengcfcg/201711/faf2b379d9194b1385a0874449234507.shtml>

【劉楠、臧晶】

中国法務「基本のき」

外商投資企業による外債借入れの規制について

【ご質問】 当社は、当社の中国子会社に対する融資を検討していますが、何か規制がありますか。

外商投資企業が親会社から借り入れをすると、中国の国内機構が非居住者に対して債務を負担することになります。このような対外的債務は、外債管理規制上「外債」に該当しますので、外債管理局において外債登記をする必要があります（「外債管理暫定弁法」第2条、「外債登記管理弁法」第2条）。

また、外商投資企業が借り入れる中長期外債¹の累計額と短期外債²の残高の合計は、プロジェクトの投資総額と登録資本との差額（いわゆる「投注差」）以内に抑えなければならないとされています（「外債管理暫定弁法」第18条）。

ただ、2016年から一連の部門規則が制定され、上記外債の上限額については「中国人民銀行の全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理に関する事項についての通知」³により「全口径」という新しい算定方法が導入されており、現在、外商投資企業は「投注差」方式と「全口径」方式のいずれかを選択することができます。

■ 「投注差」方式

「投注差」による外債上限額の算定方法は、以下のとおりです。

$$\text{外債上限額} = \text{投資総額} - \text{登録資本}$$

ただ、外商投資企業の投資総額と登録資本の比率については以下の規制がありますので、

¹ 「短期外債」は1年以下の外債を指します（「国家外債管理局による『外債登記管理弁法』の公布に関する通知」別紙2「外債投資管理オペレーションガイドライン」の「一、非銀行債務者による外債契約締結登記」の「注意事項」第1条第5項第1号）。短期外債資金は、主に運営資金に使用し、固定資産投資等の中長期的用途に用いることはできません（「外債管理暫定弁法」第27条）。

² 「中長期外債」は1年超の外債を指します（「国家外債管理局による『外債登記管理弁法』の公布に関する通知」別紙2「外債投資管理オペレーションガイドライン」の「一、非銀行債務者による外債契約締結登記」の「注意事項」第1条第5項第2号）。中長期外債資金は、認可された用途に厳格に従い合理的に使用しなければならず、他に流用できません。用途を変更する場合は、改めて認可を取得する必要があります（「外債管理暫定弁法」第26条）。

³ 中国語原文：《中国人民银行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知》、
<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/127924/128038/128109/3241310/index.html>

「投注差」を自由に拡大できるわけではありません（「中外合弁企業の登録資本と投資総額の比例に関する暫定規則」第3条）。

投資総額	資本金
300万米ドル	投資総額の70%以上
300万米ドル超～1000万米ドル以下	投資総額の50%以上 投資総額が420満米ドル以下の場合は最低210万米ドルの資本金が必要
1000万米ドル超～3000万米ドル以下	投資総額の40%以上 投資総額が1250万米ドル以下の場合は最低500万米ドルの資本金が必要
3000万米ドル超	投資総額の3分の1以上 投資総額が3600万米ドル以下の場合は最低1200万米ドルの資本金が必要

ただし、登録資本の払込済みが完了していない場合は、払込済み登録資本の割合に応じて外債を借り入れることとなります（「国家外債管理局による『外債登記管理弁法』の公布に関する通知」別紙2「外債投資管理オペレーションガイドライン」の「一、非銀行債務者による外債契約締結登記」の「審査確認原則」第2条第4号）。

また、短期外債であれば残高管理であり、返済すれば借入枠は復活しますが、中長期外債の場合、累計発生額で管理されており、返済しても借入枠は復活しません⁴。

■ 「全口径」方式

「全口径」方式は、一般企業の場合は純資産額、金融機関の場合は資本の額を基準として外債上限額を算定方法で、2016年から以下のとおり順次導入されました。

- ① 2016年1月25日から、上海、広東、天津、福建の自由貿易区で登録されている企業を対象に実施（銀発〔2016〕18号）。
- ② 2016年5月3日から、全国で実施（銀発〔2016〕132号）。

⁴ もっとも、中長期外債の返済期間を更新する場合、又は新しい中長期外債により過去の中長期外債及び短期外債を弁済した場合において、当該企業の現在の外債の元本残高を増加せず、且つ人民元転を行わないときは、当該中長期外債は「投注差」の外債上限額の算定の際に重複して算入されないこととなっています（「外債登記管理弁法」別紙2「外債登記管理オペレーションガイドライン」の「一、非銀行債務者の外債契約締結登記」の「審査確認事項」第3条）。

- ③ 2017年5月4日から、上記1及び2の規定を廃止し、「中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理に関する事項についての通知」により全国で統一的に実施（銀発〔2017〕9号）（以下「9号文」という）。

「全口径」方式は、外商投資企業及び外資金融機関のほか、中国の内資企業も対象に導入されていますが、外商投資企業と外資金融機関は、2018年5月3日までは「投注差」と「全口径」のいずれかを選択することができます。なお、同日以降、外資金融機関には自動的に「全口径方式」が適用されますが、外商投資企業については、中国人民銀行及び国家外貨管理局が実施状況を評価したうえで改めて確定することとなっています（「9号文」第13条第2項）。

■ 「全口径」の算定方法

「全口径」方式による外債上限額は、「クロスボーダー融資リスク加重残高上限額」（以下「外債上限額」という）といい、一般の外商投資企業の場合は、以下の計算式により確定します（「9号文」第6条）。

$$\text{外債上限額} = \text{企業の純資産額} \times 2 \text{ (クロスボーダー融資レバレッジ率)} \times 1 \text{ (マクロプルーデンス政策因数)}$$

したがって、一般の外商投資企業の場合、純資産の2倍が外債上限額となります。ただし、「外債上限額」の他に「クロスボーダー融資リスク加重残高」（以下「外債利用額」という）という概念があり、「外債利用額」が「外債限度額」を超えないようにする必要があります（「9号文」第3条第2項）。「外債利用額」の算定方法は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{外債利用額} = & \text{人民元} \cdot \text{外貨建てクロスボーダー融資残高 (以下「借入額」という)} \\ & \times \text{期限リスク転換因数} \times \text{類別リスク転換因数} + \text{外貨建て借入額} \times \text{為替リスク換算因数} \end{aligned}$$

上記リスク因数の数値は以下のとおりです。

リスク因数	リスク区分	数値
期限リスク転換因数	中長期借入（1年超）	1
	短期借入（1年以下）	1.5
類別リスク転換因数	オンバランス融資	1
	オフバランス融資	1
為替リスク換算因数		0.5

■ 「全口径」方式の手続

「全口径」方式を選択した場合、外債を借り入れる企業は借入契約を締結した後、資金を引出す3営業日前までに資本項目情報システム (<http://asone.safesvc.gov.cn/asone/>) を使用して、借入契約の届出を行うこととなっています（「9号文」第10条第1項）。しかし、深圳市や上海市を問い合わせたところでは、現在のところ、「投注差」方式の場合と同様、現地の外貨管理局に「外債契約締結」の登記手続を行うのが通常ようです。

【臧晶】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com

本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。